

## 令和4年度第1回清瀬市みどりの環境保全審議会（要旨）

- [日 時] 令和4年4月25日（月） 9：30～10：40  
[場 所] 清瀬市役所本庁舎3階 会議室3-1  
[出席者] 委 員7名（1名欠席）  
清瀬市長  
都市整備部長  
事務局3名 水と緑の環境課長、緑と公園係長、主事

### [議事次第]

1. 委嘱状の交付
2. 会長及び副会長の互選
3. 緑地環境保全区域の指定解除について
4. 保存樹木の指定解除について
5. 下清戸道東特別緑地保全地区の現地調査
6. その他

### [配布資料]

1. 次第
2. 資料1「委員名簿」
3. 資料2「緑地保全区域の解除」
4. 資料3「保存樹木の解除」
5. 資料4「下清戸道東のササの生長状況調査と生育調査結果」

### 《1. 委嘱状の交付》

#### 資料1について

- ・各配布資料とともに委嘱状を各委員の卓上に配布した。

### 《2. 会長及び副会長の互選》

- ・清瀬市みどりの環境保全審議会規則第3条に基づき、会長及び副会長を選任した。

### 《3. 緑地環境保全区域の指定解除について（諮問 第20号）》

#### 資料2について

- ・所有者都合で1カ所、市の事業で2カ所、計3カ所の緑地で指定解除があった。

8-2 市への寄付

（旭が丘6-945 / 公簿231 m<sup>2</sup>）

9-17 清瀬せせらぎ公園へ

（中里2丁目1410-1 ほか2筆 / 実測2296.24 m<sup>2</sup>）

9-20 中里一丁目緑地公園予定地

(中里 1-1745 / 公簿 3074 m<sup>2</sup> 実測 4049.88 m<sup>2</sup>)

[委員] (No.8-2 の緑地について) 清瀬の崖線には重要な植物が多いため、緑地同士が繋がっている部分は市が取得するなりして保全に取り組む姿勢をとってほしい。

(No.9-20 の緑地について) ここは市有林になるのか。

[事務局] 無償貸借で市が管理する。自然を活かした緑地公園のようになる見込み。

[委員] 萌芽更新は前回作業からの復活状態を見ながら慎重に進めてほしい。また、実施の前にどういう植生があって、どう進めるのかをしっかりと検討する必要がある。

#### 《4. 保存樹木の指定解除について (諮問 第21号)》

##### 資料3について

・所有者都合で5本、区画整理・宅地開発で2本、計7本の保存樹木が指定解除となった。

[委員] 倒れそうな老木を伐採するのは仕方ない。ただ、可能であればその後に新しく樹を植えてほしいのが正直なところである。

[委員] 区画整理で伐られる中には立派なケヤキがあるが、何とか保存できないか。

[事務局] ケヤキが所在する農地全体が区画整理の対象となっており、ケヤキを伐採しなければ道路ができないため保存ができない。

[事務局] 今後も残していきたい樹が無くなってしまふのが残念なのは同意する。

#### 《5. 下清戸道東特別緑地保全地区の現地調査》

##### 資料4について

下清戸道東特別緑地保全地区内におけるササの生育調査結果 (太さ、本数、重量) について確認した。(平成30年から令和4年の比較)

##### 【生育調査結果】

・直径の小さい(細い)ササが淘汰されている一方、ササの本数は、3年目以降あまり変化がない。

・重量は3年間、3kg→4kg→3.5kgとほとんど変化がないが、4年目以降増加に転じた。

[会長] どれだけ前年に根へ栄養をためられたかで伸長の程度が決まる。つまり、貯めさせないようにすれば伸びにくくなる。

#### 《6. その他》

・下清戸道東特別緑地保全地区、続いて中里一丁目緑地を視察した。

以上